

「建築住宅センター出前講座」実施要領

(目 的)

第1条 「建築住宅センター出前講座」(以下、「出前講座」という。)は、一般財団法人滋賀県建築住宅センター(以下、「センター」という。)が日常業務として取り扱う業務について、専門知識を有する職員を講師として派遣し、各種申請に役立つ情報を事業者を提供することにより、事業者の理解やセンターとの親近感を醸成し、業務の円滑化を図ることを目的とする。

(対 象)

第2条 出前講座を申し込むことができる対象は、「センター友の会」会員のいる事業者(以下、「申込者」という。)が開催する研修会、社内ミーティング等で、当日の参加者が2名以上のものを対象に実施されるものとする。

(内 容)

第3条 出前講座の内容(メニュー)は、センターが取り扱う次に掲げる申請・審査業務に限るものとし、その中から申込者が必要なメニューを選択する。

- ・ 建築確認・検査に関わるもの
- ・ フラット35適合証明に関わるもの
- ・ 住宅性能評価に関わるもの
- ・ 長期優良住宅・低炭素建築物の技術的審査に関わるもの
- ・ すまい給付金、省エネ住宅ポイント申請に関わるもの
- ・ 住宅かし保険に関わるもの
- ・ その他の業務の内、センターが適当と認めたもの

(開催時間)

第4条 出前講座の開催時間は、原則として平日の午前9時から午後4時までの間とし、所要時間は1時間～2時間程度とする。

(開催場所)

第5条 出前講座の開催場所は原則として県内に限るものとし、会場の確保については、申込者の責任において行うものとする。なお、センター草津本部の会議室の利用は可とする。

(講 師)

第6条 出前講座の講師は、センターの職員の中からメニューに合わせ派遣するものとする。

2 講師料は無料とする。ただし、必要な機器等の準備は申込者が用意するものとする。

- 3 出前講座の講師は、自己の職責を十分に理解し親切・丁寧・誠実に対応するものとする。
また、適時、センターをPRできる紹介を併せて行うものとする。

(申込み等)

第7条 申込みは、実施予定日の20日前までに、「建築住宅センター出前講座申込書」を持参、FAXまたはメール等によりセンターに提出するものとする。

- 2 前項の申込みがあったとき、センターは、申込み担当者より講座内容（メニュー）、日時、会場等について改めて確認を行い、職員の派遣の可否を決定し申込者に通知するものとする。
- 3 センターは申込みに際し、出前講座の目的に反する恐れがある等、講師の派遣が適切でないと想定されるときは、出前講座を実施しない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。